

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程  
 (令和三年六月十一日会規第九号)

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第九十五条において準用する弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六十四条の六第三項及び共同法人会員基本規程(会規第五号。以下「基本規程」という。)第二十九条の規定に基づき官報及び機関雑誌に掲載してする公告、基本規程第三十条の規定に基づいてする公表並びに基本規程第三十一条の規定に基づいてする通知その他必要な通知について、その適正な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 共同法人 弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。
  - 二 対象共同法人 懲戒の手續に付された共同法人をいう。
  - 三 懲戒に係る法律事務所 対象共同法人の法律事務所のうち、懲戒の処分が、除名又は共同法人の業務停止の場合に全ての法律事務所、退会命令の場合は退会命令に係る弁護士会の地域内の全ての法律事務所、共同法人の法律事務所の業務停止の場合は業務停止に係る法律事務所をいう。
  - 四 原弁護士会 外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十九条の審査請求に係る事案につき対象共同法人を懲戒した弁護士会又は外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条第一項の規定による異議の申出に係る事案につき懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。
  - 五 関係官公署 次に掲げる官公署をいう。
    - イ 最高裁判所及び検事総長
    - ロ 対象共同法人の所属する弁護士会の地域を管轄する高等裁判所並びにその地域内の各地方裁判所及び各家庭裁判所
    - ハ 対象共同法人の所属する弁護士会の地域を管轄する高等検察庁の検事長及びその地域内の各地方検察庁の検事正
    - ニ 対象共同法人の所属する弁護士会の地域を管轄する地方裁判所の地域内の各簡易裁判所
    - ホ 対象共同法人の所属する弁護士会の地域を管轄する地方検察庁の地域内の各区検察庁の上席検察官
- (懲戒の処分等の公告)
- 第三条 連合会は、次の表の上欄に掲げる場合においては、それぞれ当該中欄に掲げる公告する媒体に当該下欄に掲げる事項を掲載して公告する。

公告する場合	公告する媒体	公告する事項
一 弁護士会から外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条の六第二項の規定による共同法人を懲戒した旨の通知を受けたとき。	官報  機関雑誌	イ 懲戒の処分をした弁護士会の名称 ロ 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称 ハ 懲戒の処分の内容 ニ 懲戒の処分が生じた年月日
		イ 懲戒の処分をした弁護士会の名称 ロ 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称 ハ 懲戒の処分の内容及び理由の要旨 ニ 懲戒の処分が生じた年月日



<p>六 連合会が、外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条の五第二項又は第四項の規定により異議の申出があった事案について、共同法人を懲戒したとき。</p>	<p>官報</p>	<p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 原弁護士会の名称 ハ 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称 ニ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容又は懲戒しない決定をした旨 ホ 原弁護士会がした懲戒の処分又は懲戒しない旨の決定が効力を生じた年月日 ヘ 連合会がした懲戒の処分の内容 ト 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>
<p>七 連合会がした外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十九条の裁決についての取消しの訴えに関して裁判が確定したとき。</p>	<p>機関雑誌</p>	<p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 原弁護士会の名称 ハ 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称 ニ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容又は懲戒しない決定をした旨 ホ 原弁護士会がした懲戒の処分又は懲戒しない旨の決定が効力を生じた年月日 ヘ 連合会がした懲戒の処分内容及び理由の要旨 ト 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>
<p>八 連合会がした懲戒の処分についての取消しの訴えに関して裁判が確定したとき。</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 裁判の内容 ハ 連合会がした外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十九条の審査請求についての裁決及びその内容 ニ 原弁護士会の名称 ホ 対象共同法人の名称及び届出番号 ヘ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容 ト 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 チ 裁決が効力を生じた年月日 リ 裁判がされた年月日及び裁判が確定した旨 イ 裁判所の名称 ロ 裁判の内容 ハ 連合会がした懲戒の処分の内容 ニ 対象共同法人の名称及び届出番号 ホ 対象共同法人の所属弁護士会の名称 ヘ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 裁判がされた年月日及び裁判が確定した旨</p>

<p>九 連合会がした懲戒の処分に ついて効力を停止し、又は効 力停止の決定を取り消す旨の 裁判があつたとき。</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 連合会がした懲戒の処分の効力を停止し、又は効力 停止の決定を取り消した旨 ハ 連合会がした懲戒の処分の内容 ニ 対象共同法人の名称及び届出番号 ホ 対象共同法人の所属弁護士会の名称 ヘ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力の停止を取り 消した年月日</p>
<p>十 原弁護士会がした懲戒の処 分であつて、連合会が外国弁 護士法律事務所取扱法第九十五 条において準用する弁護士法 第五十九条の審査請求を却下 し、若しくは棄却する旨の裁 決をしたものについて効力を 停止し、又は効力停止の決定 を取り消す旨の裁判があつた とき。</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 原弁護士会がした懲戒の処分の効力を停止し、又は 効力停止の決定を取り消した旨 ハ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容 ニ 対象共同法人の名称及び届出番号 ホ 対象共同法人の所属弁護士会の名称 ヘ 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月 日 ト 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力停止の決定を 取り消した年月日</p>

(弁護士会の関係官公署への通知)

第四条 弁護士会は、所属の共同法人を外国弁護士法律事務所取扱法第九十二条第二項の規定により懲戒したときは、速やかに、関係官公署及び日本司法支援センターに、懲戒処分が戒告である場合を除き、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 懲戒の処分をした弁護士会の名称
- 二 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名  
称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称
- 三 懲戒の処分の内容
- 四 懲戒の処分が効力を生じた年月日

(連合会の関係官公署への通知)

第五条 連合会は、第三条の表二の部から十の部までの上欄に掲げる場合においては、速やかに、関係官公署及び日本司法支援センターに、同表下欄に掲げる官報に掲載する事項を書面により通知しなければならない。ただし、連合会の処分が戒告である場合及びその処分に対する取消しの訴えの判決の確定の場合並びに戒告についての審査請求に対する裁決の場合及びその裁決に対する取消しの訴えの判決の確定の場合には、この限りでない。

(弁護士会による懲戒処分の公表)

第六条 弁護士会は、所属の共同法人を外国弁護士法律事務所取扱法第九十二条第二項の規定により懲戒したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 懲戒の処分をした弁護士会の名称
- 二 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名  
称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称
- 三 懲戒の処分の内容及び理由の要旨
- 四 懲戒の処分が効力を生じた年月日
- 五 前各号に掲げるほか特に必要と認める事項

2 前項の規定による懲戒処分の公表に関する事項は、この会規に規定するもののほか、各弁護士会の会則又は会規で定める。

(連合会による懲戒に関する処分の公表)

第七条 連合会は、第三条の表の上欄に掲げる場合において相当と認めるときは、同表下欄に掲げる機関雑誌に掲載する事項を公表することができる。ただし、弁護士会の処分が戒告である場合、連合会の処分が戒告である場合及びその処分に対する取消しの訴えの判決の確定の場合並びに戒告についての審査請求に対する裁決の場合及びその裁決に対する取消しの訴えの判決の確定の場合には、共同法人、弁護士会又は連合会に対する国民の信頼を確保するために必要と認めるときに限り、公表することができる。

(弁護士会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第八条 弁護士会は、所属の共同法人につき綱紀委員会に事案の調査を求めたとき、又は懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、懲戒に関する処分前であっても、その会則又は会規に定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

一 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称

二 事案の概要

三 前二号に掲げるもののほか特に必要と認める事項

(連合会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第九条 連合会は、前条に規定する場合又は連合会が綱紀委員会に事案の調査を求めた場合若しくは懲戒委員会に事案の審査を求めた場合であつて、連合会又は共同法人に対する国民の信頼を確保するために緊急かつ特に必要と認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 対象共同法人の名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称

二 事案の概要

三 前二号に掲げるもののほか特に必要と認める事項

(規則事項)

第十条 この規程に規定するもののほか、連合会の懲戒の処分等の公告、関係官公署への通知、懲戒に関する処分の公表及び懲戒の手續に付された事案の事前公表に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)